

随 意 契 約 調 書	
工 事 (業 務 委 託) 名	岩崎架道橋下配水管布設替測量設計業務
工 事 (業 務 委 託) 場 所	鳥羽市 鳥羽一丁目 地内
契 約 分 類	工事 <u>業務委託</u> その他 ()
契 約 概 要	測量業務 4 級基準点測量 N=4.0 点 現地測量 N=1.0 式 路線測量 N=1.0 式 水道工事設計業務 大口径布設替詳細設計 N=1.0 式 設計協議 N=1.0 式
契 約 期 間	令和 5 年 6 月 9 日 ～ 令和 5 年 1 2 月 6 日
契 約 年 月 日	令和 5 年 6 月 9 日
契 約 金 額	8, 3 2 7, 0 0 0 円 (税込み)
契 約 相 手 先	三重県四日市市鵜の森 1 - 1 6 - 1 1 全日本コンサルタント株式会社中部支店 支店長 杉浦 孝文
契 約 相 手 の 選 定 理 由	<p>本工事箇所は、近畿日本鉄道株式会社（以下、近鉄という）の軌道下に位置することから、近鉄から施工承諾を得る必要性がある。そのためには、当該工事による鉄道への影響を調査し、安全性を十分に確保した工法にまとめる必要性があり、それを確認するため近鉄との事前協議も必要になる。また、その協議に臨むには、近鉄が認定する技術者を配置するコンサルタント会社にて、測量設計することが条件付けされている。</p> <p>全日本コンサルタント株式会社は、近鉄のグループ会社として、鉄道を中心に各種インフラの調査設計に取り組んでおり、近鉄が認定する元請現場監督者、専任技術者を配置している事業者のなかで、設計・測量・地質調査を行う者としては、唯一の会社である。</p> <p>これらのことから、本業務を遂行するためには、鉄道に関する幅広い経験と実績を有し、近鉄が認定する技術者を配置する事業者との契約が必要となることから、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、全日本コンサルタント株式会社中部支店を選定したものである。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号 (その性質又は目的が競争入札に適しない)
担 当 課	水道課